

2023年度 教育事業補助金助成要項

1. 目的

教育事業等に助成することにより、青森県における教育振興発展に寄与することを目的とします。

2. 助成対象

助成対象は次のとおりとします。

- (1) 平和教育及び民主教育を前進させる教育講演会等の事業
- (2) 障がい者理解推進のための事業
- (3) 教職員及び児童、生徒等が地域と連携して行う社会貢献活動

※ 前年度助成を受けた団体は、対象外となります。

3. 補助金

補助金は、次のとおりとし、実施事業予算額の半額を超えない範囲とします。

- (1) 教育講演会等及び障がい者理解推進のための事業 …………… 1件につき5万円以内
- (2) 社会貢献活動（ボランティア活動） …………… 1件につき2万円以内

4. 募集期間

4月1日～6月30日

ただし、本会の年度予算の範囲内で、再募集することがあります。

5. 提出書類

<申請時>

- ・教育事業補助金申請書（兼収支予算書）
- ・チラシ・リーフレット等

<終了後>

- ・教育事業終了報告書（兼収支決算書）
- ・配付資料・写真等

6. 選考

教育事業運営委員会で審議決定します。(7月予定)

7. その他

- (1) 補助金交付の決定を受け、事業を実施するときは本会が後援団体となります。
ただし、社会貢献活動においてはこの限りではありません。

※採用決定前に本会の後援を希望するときは、後援願(本会所定)を提出してください。

- (2) 補助金の申請は事業実施前とし、交付は原則として実施の3週間前とします。
ただし、運営委員会での採用決定以前に事業が終了している場合は、運営委員会終了後の交付となります。
- (3) 事業が実施されないとき、又は事業内容について大幅な変更があったときは、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

<お申し込み・お問い合わせ>

一般財団法人 青森県教育厚生会 総務課

〒030-0823 青森市橋本一丁目2-25

Tel 017-721-1310 Fax 017-723-2267

E-mail : soumu@a-kyouiku-kouseikai.or.jp



本会HP こちらから